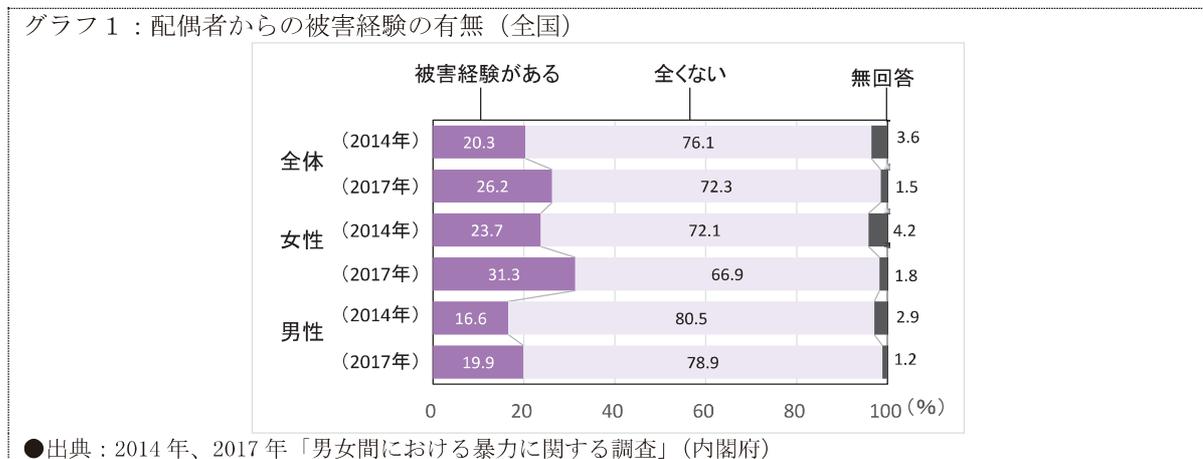


II 神奈川のDV対策の現状と課題

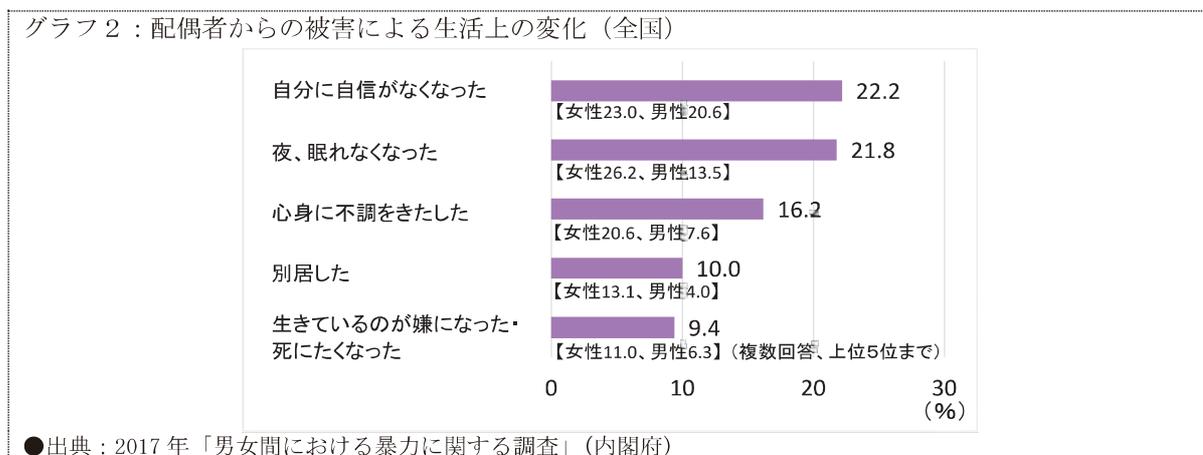
II 神奈川のDV対策の現状と課題

1 DVに対する意識の状況

DVは、家庭内や親しい人間関係など、外部からの発見が困難な場において行われることが多いため、潜在化しやすく、被害が深刻になりやすいという特性があります。2017年に実施された内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（以下「国の調査」という。）によると、女性の約3人に1人（31.3%）、男性の約5人に1人（19.9%）が「DV被害の経験がある」と回答しており、2014年の同調査と比較するとその割合は増加しています。



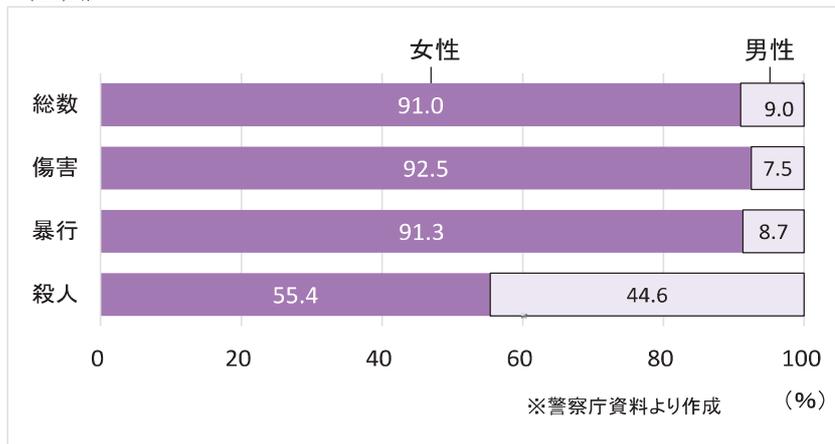
上記国の調査で、配偶者から被害を受けたことで生活上の変化があったかを聞いたところ、「自分に自信がなくなった」や、「夜、眠れなくなった」などの回答が多くなっており、DVは被害者の心身に深刻な影響を及ぼします。



II 神奈川の DV 対策の現状と課題

DVの被害者は、多くの場合女性です。2017年に検挙された配偶者間における犯罪のうち、女性の被害者は9割を超えており、特に傷害と暴行について、女性の被害者が圧倒的に多くなっています。

グラフ3：配偶者間（内縁を含む）における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者の男女別割合（検挙件数）（全国）

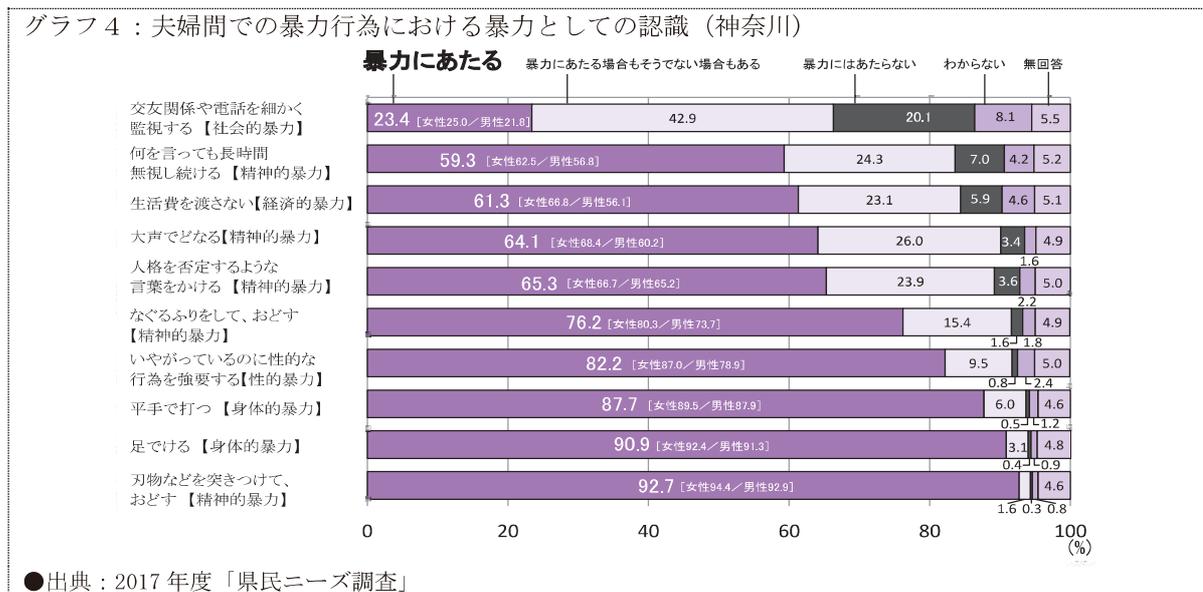


●出典：2018年「平成30年版男女共同参画白書」（内閣府）

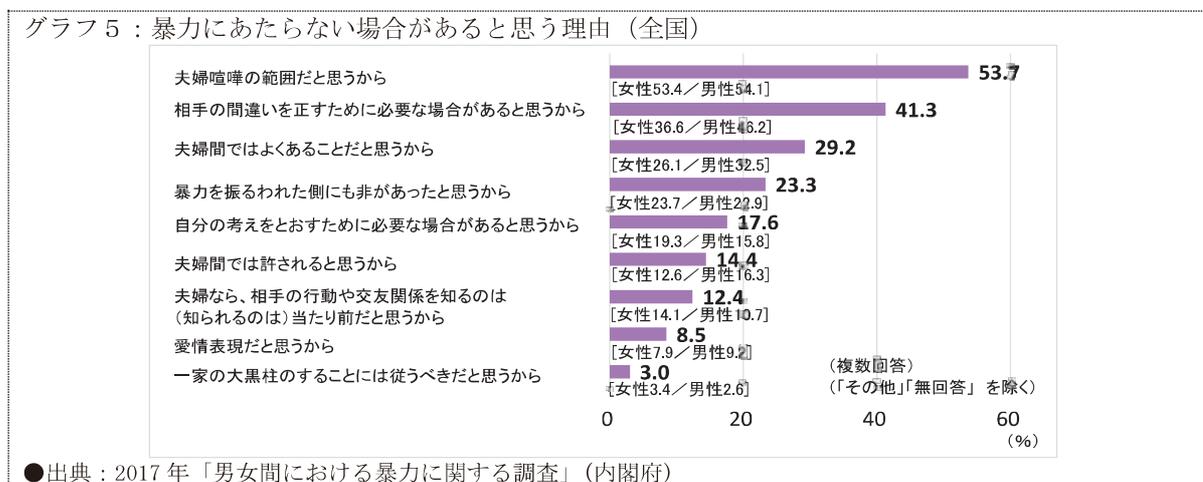
DVを受けることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなります。性別によって役割を固定的に分ける「固定的性別役割分担意識」は、「男は仕事・女は家庭」といった考え方に代表的に見られますが、そうした根強い意識が、DVに対する理解がなかなか進まない状況や、DVを受けても経済的・社会的自立の困難さから暴力を我慢せざるを得ない状況等に影響を与えているとも考えられます。DVは県民の意識から変えていくべき身近で重大な問題であり、女性と男性がお互いを尊重し合う男女共同参画社会実現のため、男女を問わず、DVの根絶に向けて取り組む必要があります。暴力はいかなる場合も絶対に許されないことについて理解を深めるための啓発が必要です。

II 神奈川のDV対策の現状と課題

2017年度に実施した県民ニーズ調査（以下「県の意識調査」という。）において、夫婦間の暴力に該当する10の行為について、暴力として認識しているか聞いたところ、総じて女性より男性の方が割合が低くなっており、社会的暴力や経済的暴力に対する認識は、身体的暴力等と比較して割合が低くなっています。一方で、2012年度の同調査で既に約9割に達していた「平手で打つ」「足でける」「刃物などを突きつけて、おどす」以外の項目は、認識割合が増加しています。DVへの理解をさらに深めるため、引き続き啓発が必要です。



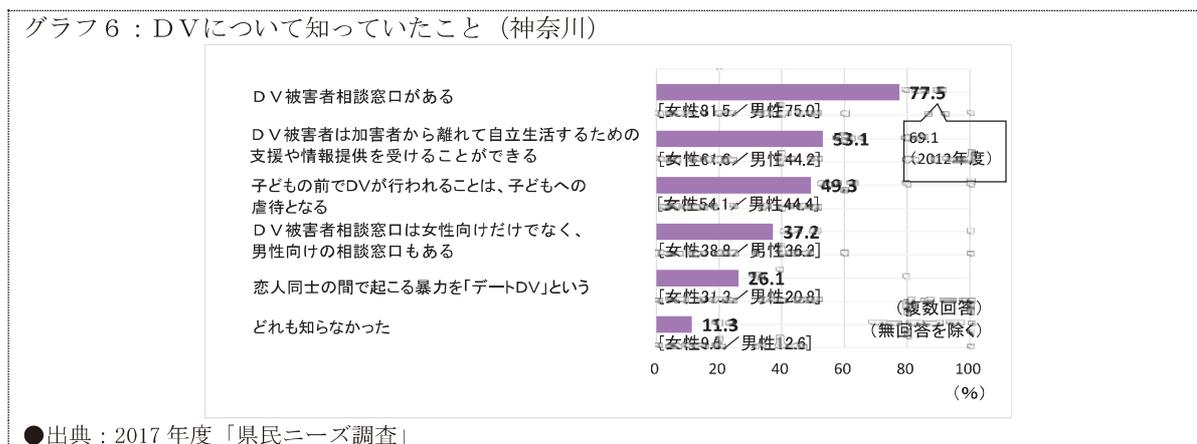
国の調査においても、夫婦間で暴力と認識される行為について聞いていますが、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」や「暴力にあたるとは思わない」と答えた人に対して、その理由を聞いたところ、「夫婦喧嘩の範囲だと思うから」が5割以上、「相手の間違いを正すために必要な場合があると思うから」が4割以上にのびました。



II 神奈川の DV 対策の現状と課題

県の意識調査によると、DV被害者相談窓口があることを知っている人は7割台で、2012年度と同調査に比べて8.4ポイント増加しており、窓口周知の取組みは着実に進んでいます。一方で、男性向け相談窓口もあることを知っている人は4割弱、恋人間で起こる暴力をデートDVということを知っている人は3割弱にとどまっています。また、デートDVという言葉は、2011・2016年度の同調査においても周知度が4割に満たないなど、DVについての理解は十分とは言えない状況です。

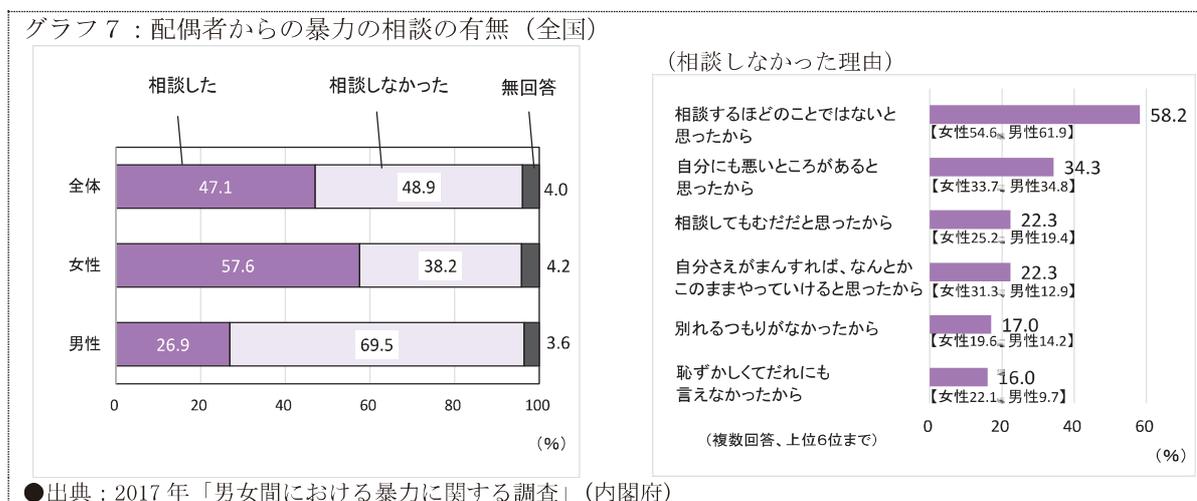
グラフ6：DVについて知っていたこと（神奈川）



被害者の実数を把握することは非常に困難ですが、国の調査によると、配偶者から暴力を受けたとき、誰にも相談しなかった人が5割弱いることから、DVに悩みながらも相談に至っていない潜在的な被害者は未だに多いと考えられます。

DVに悩む人が、誰でも、早めに相談することができるよう、男性向けも含めた相談窓口の周知をさらに進めるとともに、DVの発生自体を予防するため、特に若年層など、早い時期から暴力に対する理解を深めるための啓発を行うなど、重点的に取り組む必要があります。

グラフ7：配偶者からの暴力の相談の有無（全国）



II 神奈川のDV対策の現状と課題

2 相談の状況

(1) 県及び市町村の相談件数

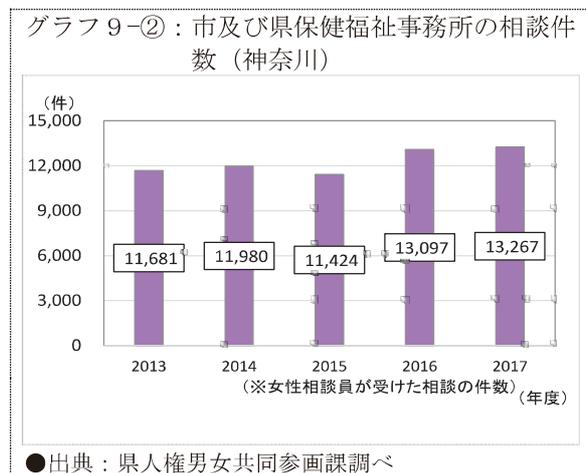
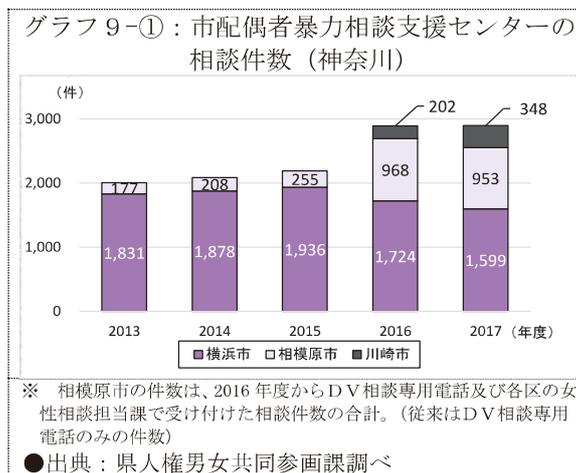
(※3)

2002年のDV防止法全面施行以降、県では配偶者暴力相談支援センターを2か所設置し、電話相談及び面接相談を実施してきましたが、2015年度に相談窓口の再編を行い、DV相談を県立かながわ男女共同参画センターに集約しました。また、2011年度には横浜市、2012年度には相模原市、2016年度には川崎市が、それぞれ配偶者暴力相談支援センターを設置しました。市町村においてもDVに関する相談に対応しています。県及び市町村の相談窓口における初期対応と、警察の協力による休日夜間の緊急対応をあわせ、相談体制を整えてきました。



こうした相談体制の整備や相談窓口の周知に伴い、県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、2017年度までの5年間は5千件前後で推移しています。

また、市及び町村分を所管する県保健福祉事務所の女性相談員が受けた相談件数は増加傾向です。



(※3) 「配偶者暴力相談支援センター」:

DV防止法に基づき、都道府県は、配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談や相談機関の紹介、医学的または心理学的指導、緊急時の安全確保及び一時保護、自立した生活を促進するための情報提供その他の援助、保護命令制度や被害者を居させ保護する施設についての情報提供その他の援助を行う。また、市町村も配偶者暴力相談支援センターの設置に努める。

(※4) 「県配偶者暴力相談支援センターの相談件数」:

「県」は、神奈川県配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（被害者本人及び関係者からの相談、実際相手等からの暴力被害相談を含む）。「全国」は、全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（被害者本人からの相談のみ。実際相手等からの暴力に関する相談は含まない。）（内閣府調べ）

II 神奈川のDV対策の現状と課題

(2) 警察の相談件数

警察では、DV防止法に基づき、被害者からの相談を受けるとともに、暴力の制止や被害者の保護、被害発生防止のために必要な措置・援助を実施しています。県警のDV認知件数^(※5)は毎年増加していますが、これは、DVに対する認識が深まったことに加えて、被害者が、単に相談窓口相談するだけでなく、警察に被害を訴えるケースが増加していると考えられ、また、加害者への対応（検挙等）のニーズも高いと考えられます。

一方で、県警における認知件数のうち、申出により「住所又は居所を知られないようにするための措置」などの援助を行った援助件数^(※6)は、2017年までの5年間で見ると年々減少しており、県や市町村、福祉事務所民間団体（NPOを含む）（以下「民間団体」という。）など、様々な関係機関の窓口利用が進んでいるとも考えられます。



(※5) 「警察の認知件数」:

配偶者からの「身体に対する暴力」または「生命等に対する脅迫」を受けた被害者からの相談等（相談、援助申出、保護要求、被害届・告訴状の提出、通報等）をいう。

(※6) 「警察における援助」:

DV防止法第8条の2において、警察本部長等は、身体に対する暴力を受けた被害者から「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい」旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、被害の発生を防止するために必要な下記①～④の援助のうち適当なものを選択することにより行うこととされている。

- ① 被害を自ら防止するための措置の教示
- ② 住所または居所を知られないようにすること
- ③ 被害防止交渉を円滑に行うための助言、加害者に対する必要な事項の連絡、交渉場所としての警察施設の利用
- ④ その他被害を自ら防止するために適当と認める援助

II 神奈川のDV対策の現状と課題

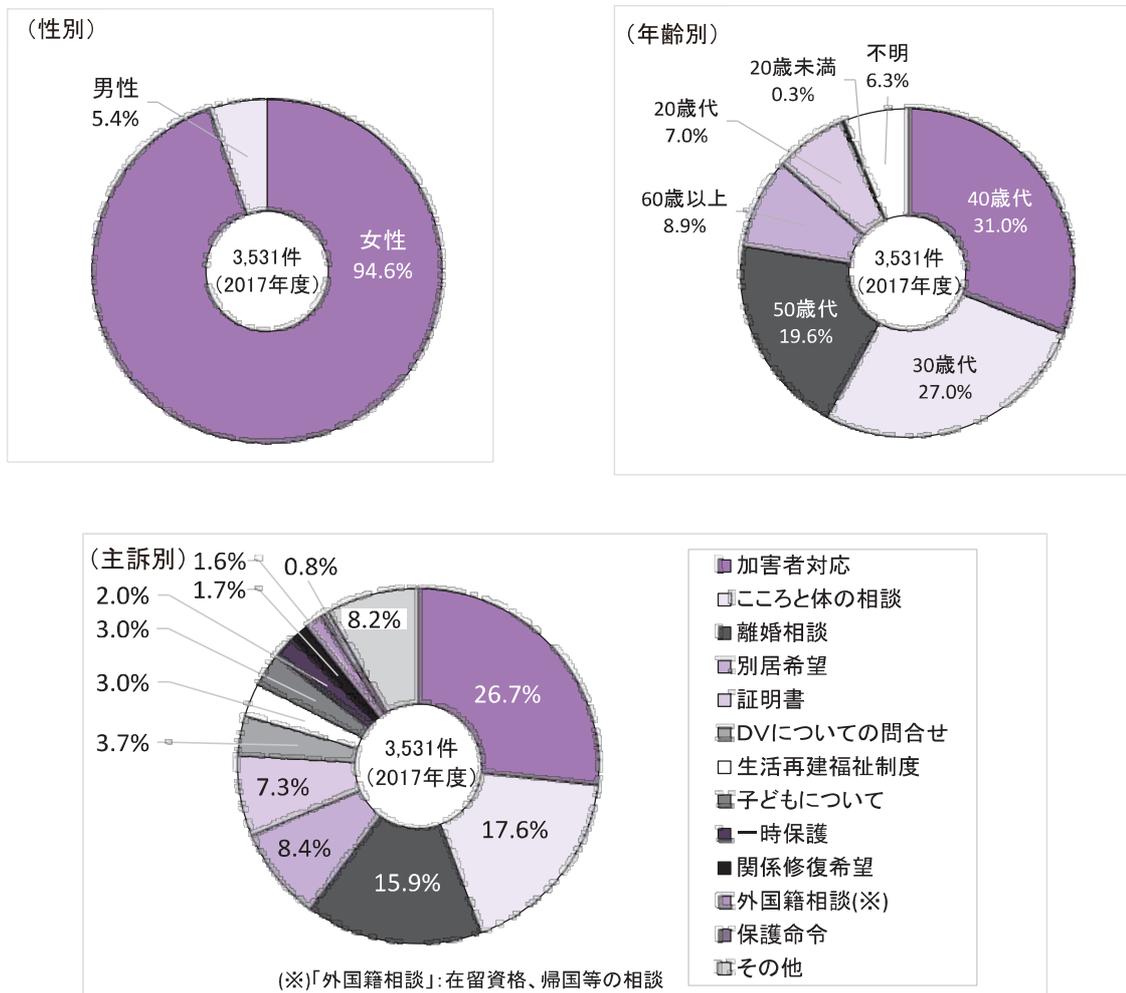
(3) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談の内訳

① 性別・年齢別・主訴別

県配偶者暴力相談支援センターで受け付けたDV相談は、女性からの相談が9割を超えています。年齢別では、40歳代が最も多く、次いで30歳代、50歳代、60歳以上の順となっており、40歳代以上の相談が約6割を占めています。

また、相談内容を主訴別に見ると、「加害者対応」の相談が約4分の1を占めており、加害者を生み出さないためのDV未然防止や加害行為の抑止に向けた取組みが必要です。

グラフ12：相談内訳（性別・年齢別・主訴別）（被害者本人のみ）（神奈川県）



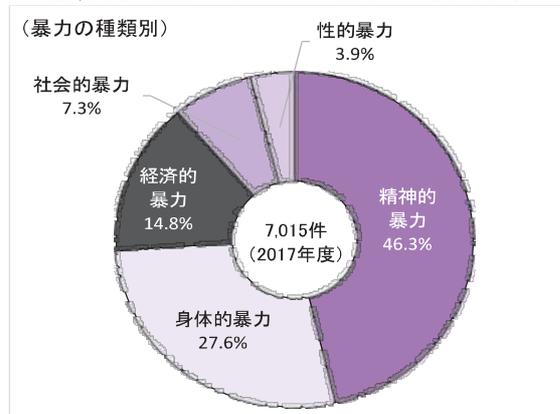
●出典：県人権男女共同参画課調べ

II 神奈川の DV 対策の現状と課題

② 暴力の種類別

県配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談を、暴力の種類別に見てみると、「暴言を吐く」など、言葉などによる「精神的暴力」が最も多く（46.3%）、次いで「殴る、蹴る」などの「身体的暴力」、「生活費を渡さない」などの「経済的暴力」、「メールを見たり、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視する」などの「社会的暴力」、「性行為を強要する」などの「性的暴力」の順に多くなっています。これらの暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の種類に該当する場合があります。

グラフ 13：相談内訳（暴力の種類別）（被害者本人のみ・重複あり）（神奈川）



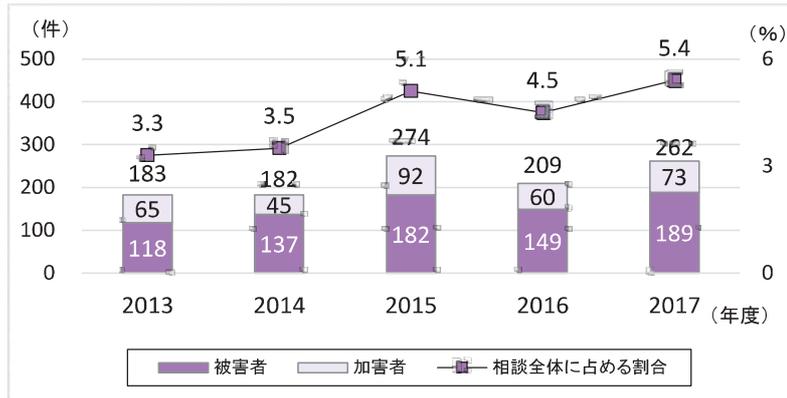
●出典：県人権男女共同参画課調べ

II 神奈川のDV対策の現状と課題

③ 男性DV相談、交際相手からの暴力（デートDV）相談

県配偶者暴力相談支援センターでは、女性からの相談だけでなく、男性被害者相談及びDVに悩む男性相談を実施しています。男性DV相談が相談全体に占める件数は、増加傾向にあります。

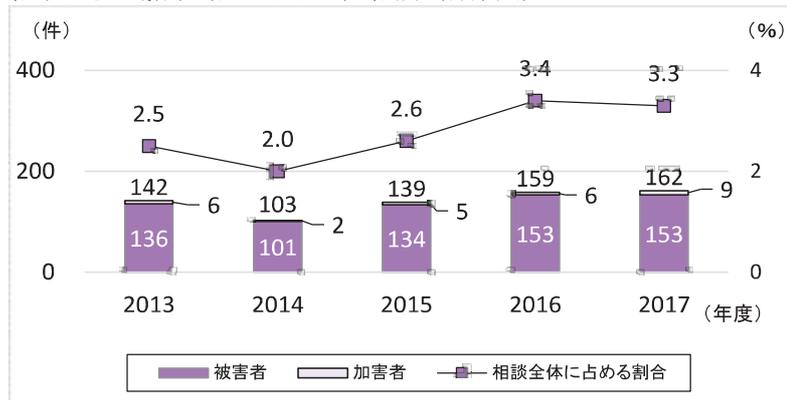
グラフ 14：男性からのDV相談（神奈川）



●出典：県人権男女共同参画課調べ

県及び市の配偶者暴力相談支援センターでは、デートDVの相談に応じており、こちらも増加傾向にあります。殴る、蹴るなどの「身体的暴力」のほか、異性と会ったり会話をすることを禁じたり、電話やメールのチェックや、交友関係を監視する「社会的暴力」など、相手の気持ちを考えずに支配したり、束縛したりすることも、デートDVに含まれます。親密な男女間における暴力は、配偶者間だけでなく、恋愛関係にある者の間でも同じように発生しており、交際期間中から暴力があったとする被害者も少なくありません。

グラフ 15：交際相手からの暴力（デートDV）相談（神奈川）

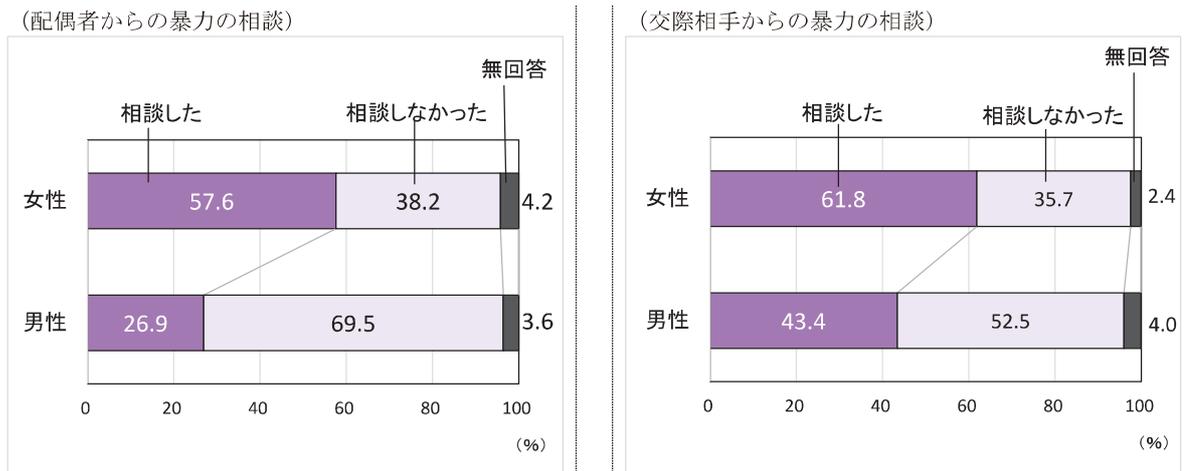


●出典：県人権男女共同参画課調べ

II 神奈川の DV 対策の現状と課題

男性DV相談やデートDV相談が増加傾向にある一方で、国の調査によると、配偶者や交際相手から暴力を受けた時に被害を相談した人の割合は、女性より男性の方が低くなっています。引き続き、男性が相談しやすい環境づくりや意識啓発が必要です。

グラフ 16：暴力の相談経験の男女差（全国）



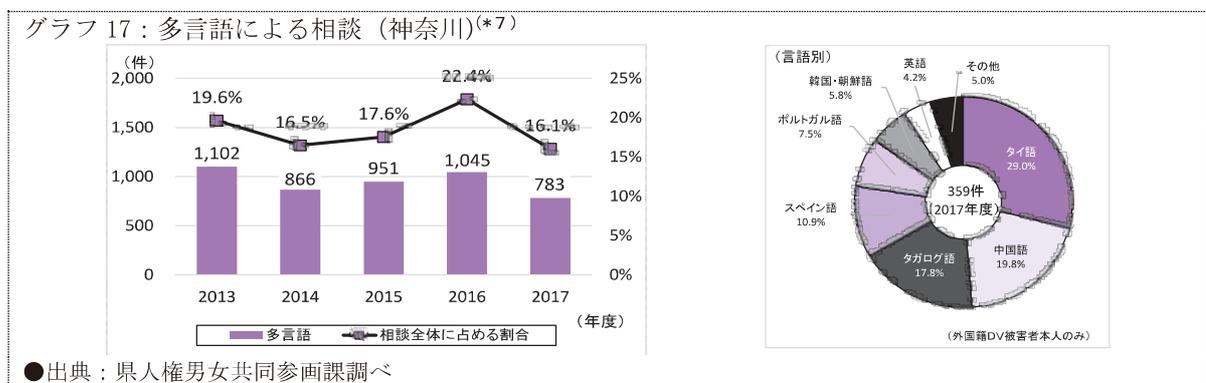
●出典：2017年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

II 神奈川のDV対策の現状と課題

④ 外国人等被害者の状況に応じた相談

県配偶者暴力相談支援センターでは、2006年度から、母国語が日本語以外の被害者のために多言語による相談を実施しています。相談の言語別内訳は、タイ語が最も多くなっています。

外国人の被害者が、言葉や文化などの違いのためにより、相談がしにくい状況におかれることがないように、窓口の周知等について配慮する必要があります。また、外国人の被害者と同様、相談がしにくい状況におかれることが多い障がい者や高齢者、性的少数者など、様々な課題を抱えている被害者が相談しやすい環境を整える必要があります。



(4) 早期発見のための通報制度

被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるため、DV防止法は、配偶者から暴力を受けている人を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めなければならないと規定しています。また、医師その他の医療関係者が、業務上、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、被害者本人の意思を尊重するよう努め、例えば、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報することができることと規定しています。これらの通報制度は、守秘義務に関する法律の規定により妨げられることはありません。特に医療機関は、日々の業務の中で被害者を発見しやすいことから、早期発見の役割が期待されています。

DV防止法は、医療関係者は被害者に対して、配偶者暴力相談支援センター等についての情報提供をするよう努めなければならないとも定めており、県と医療機関が連携して被害者を早期に発見することが大きな役割を果たします。このため、県では、DV相談窓口や通報制度の流れ、二次被害の防止や危険度の把握などについて、医療関係者等に理解を深めてもらうため、DV対応の手引き等を作成・配布するなど、取組みを進めています。

(*7) 「多言語による相談」:

英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語の7か国語による相談件数

3 一時保護・保護命令の状況

(1) 神奈川県の一時保護件数

被害者の生命を守り、安全を確保することは、何よりも優先すべきことです。

県では、加害者によるさらなる暴力や追及の可能性が高い場合、DV防止法に基づき、一時保護を行っています。市町村・福祉事務所も被害者の相談の初期段階から関わり、警察とも連携・協力しながら、一時保護に対応しています。また、民間団体等に委託した一時保護も実施しています。

神奈川県の一時保護件数は、全国と同様、減少傾向にあります。原因としては、DVに対する意識の高まりにつれ、早い段階で相談につながり、自立や避難の方法等の問題解決に結びついたことで、一時保護に至らずに済んでいる場合もあると考えられますが、被害者と支援者の安全を最優先するために必要な、情報機器の利用制限や外出の制限などの保護に際してのルールを被害者が望まないため、一時保護施設の利用を躊躇する場合もあると考えられます。こうした全国的な課題に対して、国でも検討が進められており、その検討会等の動向などを注視しつつ、県として対応を考えていくことが求められています。

2017年度までの5年間の一時保護件数を年齢別で見ると、30歳代が最も多く3割から4割を占め、40歳代は約2割から2割台後半、20歳代は2割から2割半ばで、この3つの年代が概ね8割以上を占めています。一方、60歳以上は2016年度・2017年度の2年間は全体の1割前後ですが、2013年度からの5年間では増加傾向にあります。障がい者等、配慮が必要な被害者も多く、多様性に対応していく必要があります。

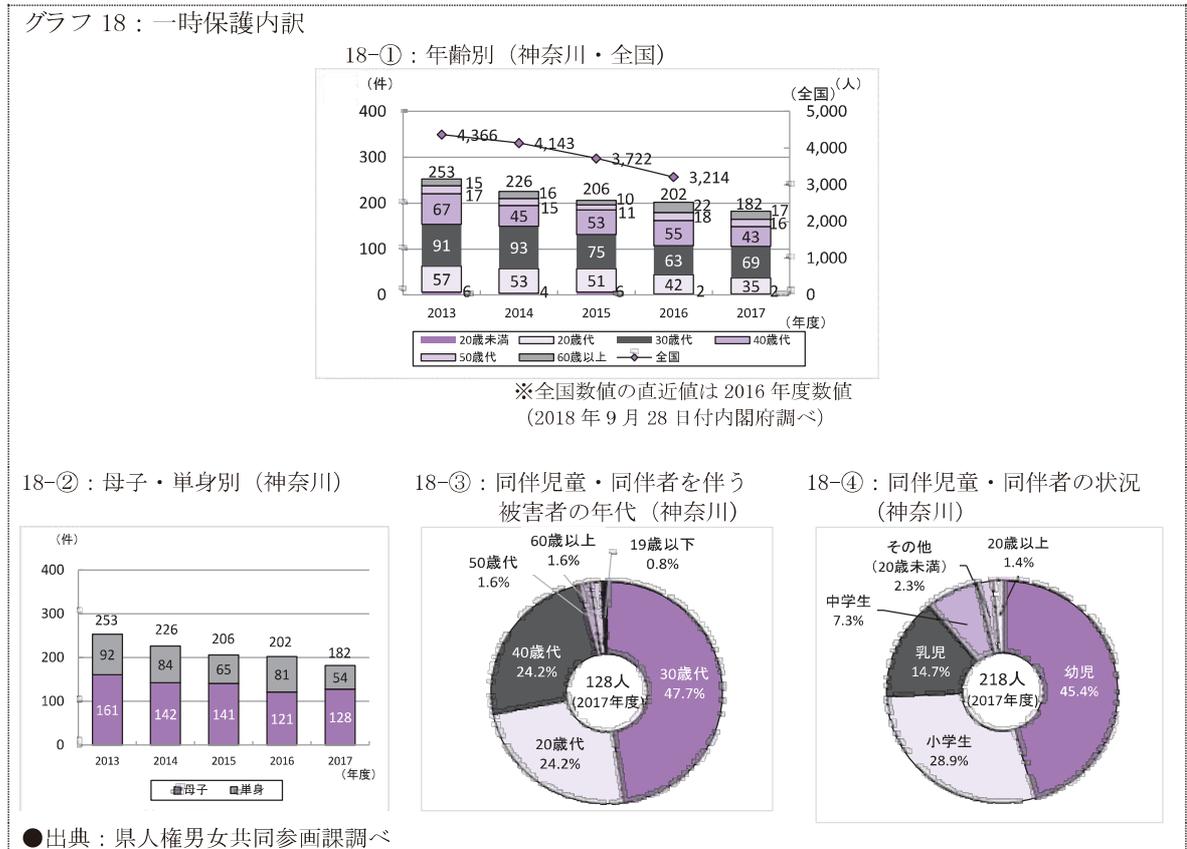
また、母子・単身別で見ると、母子で一時保護される被害者が全体の7割を超えており、年代は30歳代が最も多く、約半数を占めています。同伴児童・同伴者^(*8)の状況は、幼児と小学生が約4分の3を占めており、被害者本人だけでなく、同伴児童へのケアも重要な課題です。

(*8) 同伴児童・同伴者：

20歳未満を「同伴児童」、20歳以上を「同伴者」として整理している。

II 神奈川の DV 対策の現状と課題

グラフ 18：一時保護内訳

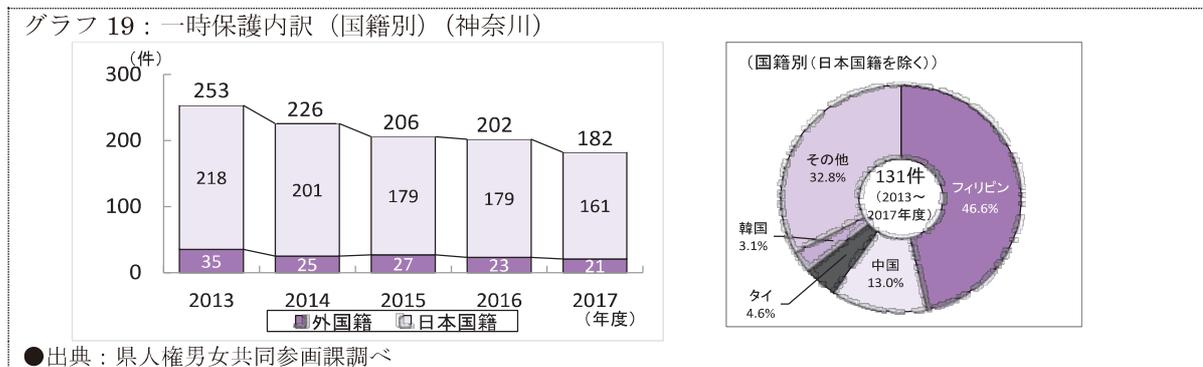


(2) 外国人等被害者の状況に応じた一時保護

一時保護件数を国籍別に見ると、日本国籍以外の件数は全体の約 1 割を占めています。また、2017 年度までの 5 年間ではフィリピン国籍の被害者が約半数を占めています。

母国語による支援が必要なことが多い外国人をはじめ、障がい者や高齢者、性的少数者など、様々な立場や状況におかれている被害者の意思を十分に理解し、必要な配慮を行いつつ、被害者が安心して生活できる環境や、一人ひとりの心身の状況に応じたケアやサポートをすることが求められています。

グラフ 19：一時保護内訳（国籍別）（神奈川）

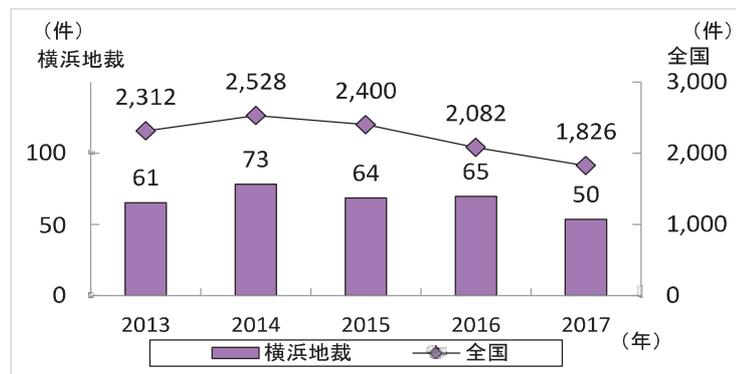


II 神奈川の DV 対策の現状と課題

(3) 保護命令制度 (*9)

裁判所は、配偶者からの身体に対する暴力を受けている被害者が、さらなる身体に対する暴力によりその生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいとき、または、生命などに対する脅迫を受けた被害者が、身体に対する暴力によりその生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいときは、被害者からの申立てにより、配偶者に対し、接近禁止などの保護命令を出します。(*10) 2017年の横浜地方裁判所管内における保護命令発令件数は50件で、全国は1,826件でした。

グラフ 20：保護命令発令件数（横浜地裁・全国）



●出典：横浜地方裁判所調べ、「平成30年版男女共同参画白書」（内閣府）

(*9) 保護命令の種類：

- (1) 被害者への接近禁止命令：配偶者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する。(期間は6か月)
 - (2) 退去命令：配偶者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じる。(期間は2か月)
 - (3) 被害者の子または親族への接近禁止命令：被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子または親族等の身辺につきまったり、子または親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する。(期間は6か月)
 - (4) 電話等禁止命令：被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する面会の要求、監視の告知、乱暴な言動、無言電話、緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信、緊急時以外の夜間(午後10時から午前6時まで)の電話・FAX・メール送信、汚物等の送付、名誉を害する告知、性的羞恥心の侵害のすべての行為を禁止する。(期間は6か月)
- なお、(3)(4)は、単独で発令されることはなく、被害者への接近禁止命令と同時にまたは既に発令されている場合に発令される。また、保護命令に違反すると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる。

(*10) 被害者からの申立て：

事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手に対しても、申立てができる。

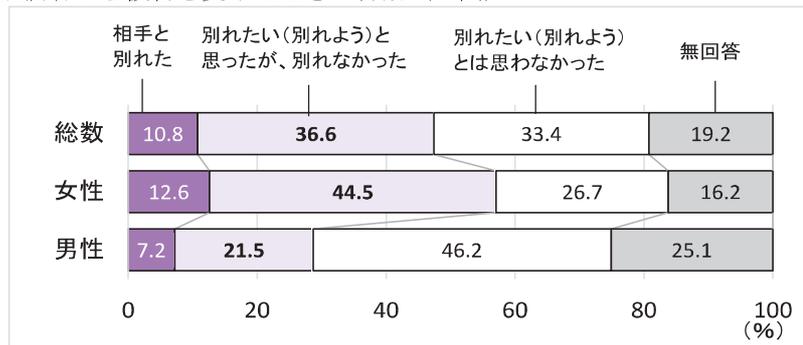
II 神奈川のDV対策の現状と課題

4 自立支援の状況

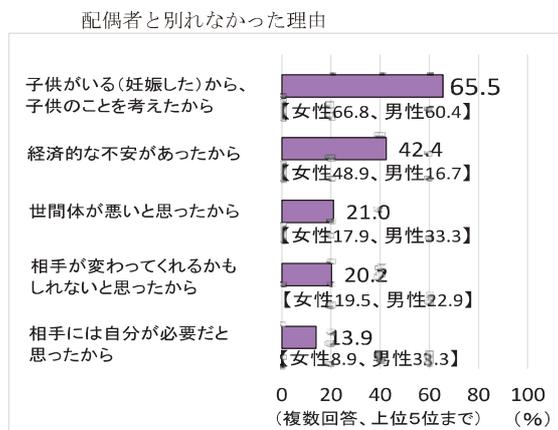
(1) 自立に向けて必要な支援

DV被害を受けたとき、相手と別れることをためらう被害者は少なくありません。国の調査によると、配偶者から何らかの被害を受けたとき、「相手と別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」という人は36.6%で、男性より女性の方が割合が高くなっています（女性44.5%、男性21.5%）。別れなかった理由としては、「子供がいる（妊娠した）から、子供のことを考えたから」が65.5%で最も多く、次いで「経済的な不安があったから」が42.4%でした。そのうち、子どもが原因で別れなかった主な理由として最も多かったのは、「子供をひとり親にしたくなかったから」で56.4%でした。被害者の自立に当たっては、住居や就労、経済面など、生活基盤を支えるための支援に加えて、被害者の心の回復など、安定した生活に向けた支援が必要です。また、子どもを同伴している場合、母子ともに心のケアや、子どもの就学や保育に関する支援など、多岐にわたる支援が必要です。

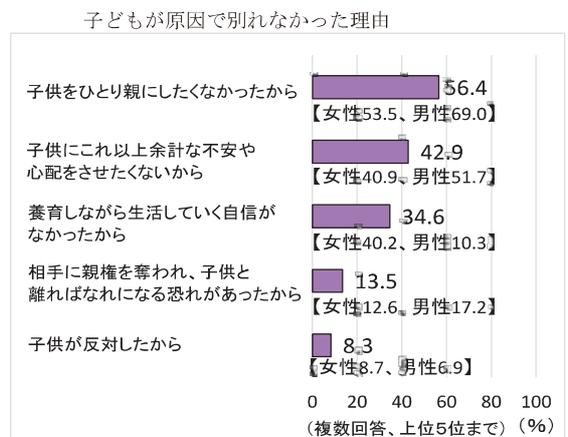
グラフ 21-①：配偶者から被害を受けたときの行動（全国）



21-②：(※21-①で「別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」と答えた人が対象)



21-③：(21-②で「子供がいる（妊娠した）から、子供のことを考えたから」と答えた人が対象)

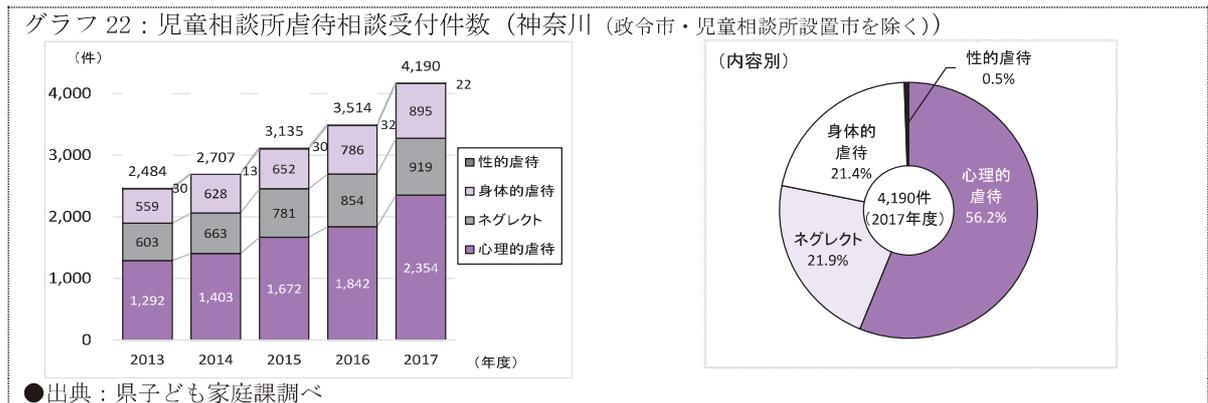


●出典：2017年「男女間における暴力に関する調査」(内閣府)

II 神奈川の DV 対策の現状と課題

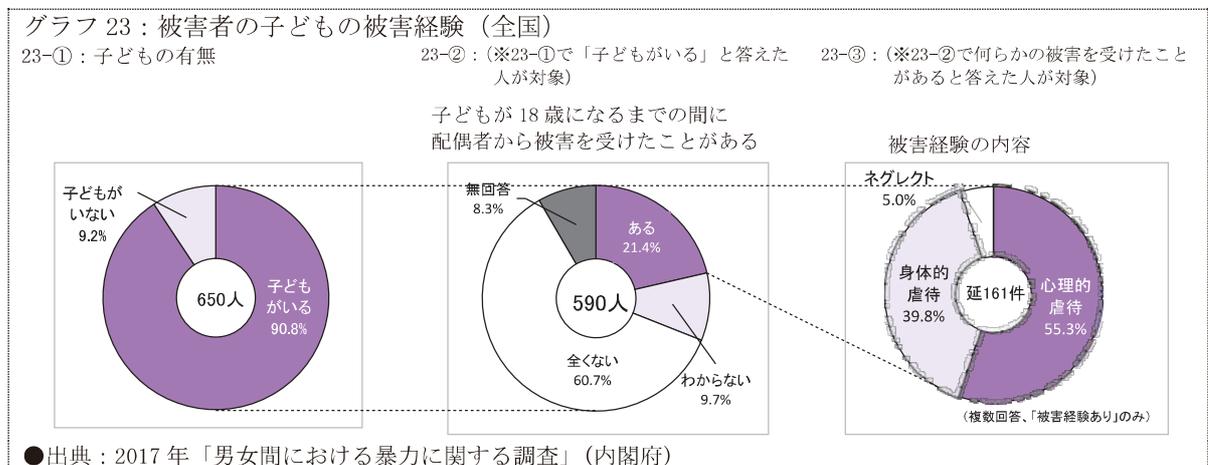
(2) 面前DVや児童虐待の影響

「児童虐待の防止等に関する法律」において、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（以下、「面前DV」という。）は、児童虐待（「心理的虐待」）に当たるとされています。神奈川県所管の児童相談所で受け付けた虐待相談受付件数は年々増加していますが、そのうち、面前DVを含む「心理的虐待」は、2017年度には全体の5割を超えています。



国の調査によると、被害者の約9割が「子どもがいる」と答えており、面前DVが起こる危険性が高いことが懸念されます。また、子どもが配偶者から被害を受けたことがあると答えた人は約2割で、その被害内容は「心理的虐待」が最も多く5割を超えています。DVを受けた被害者が、けが等の身体的な影響だけでなく、精神的な影響を受けることがあります。面前DVを目撃した子どもにも、様々な心身の症状が表れることがあります。子どもを守るためには、社会全体がDVが与える影響について理解することが大切です。

このように、被害者が同伴している子どもも虐待を受けている場合があります。被害者と子どもの両方に対して、心身のケアをはじめとする生活上の支援のほか、子どもが一時保護中に学習を受ける機会を確保することも重要です。



II 神奈川のDV対策の現状と課題

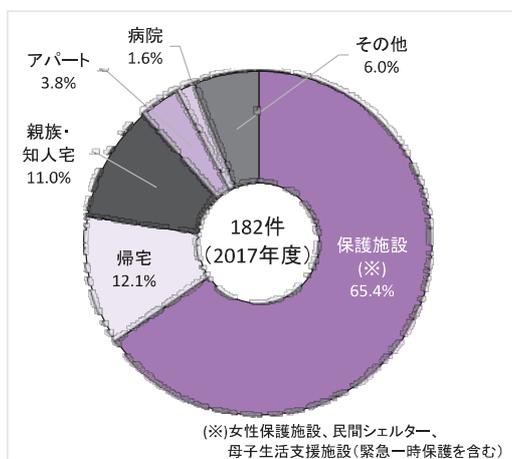
(3) 様々な支援の内容

県と市町村、民間団体等は、相互に連携し、生活保護や各種制度を活用しながら、被害者の支援を行っています。また、一時保護の期間中にその後の行く先が決まらない場合も、引き続き一時保護施設や女性保護施設において、関係機関が連携しながら支援を行っています。

神奈川県で一時保護された被害者の一時保護後の退所先としては、「保護施設」で引き続き自立に向けた支援を受けているケースが最も多く（約65%）、次いで「帰宅」（約12%）、「親族・知人宅」（11%）の順となっています。また、配偶者暴力相談支援センターでは、児童手当の受給者変更などの手続きを進めるため、証明書等の発行事務を行っています。

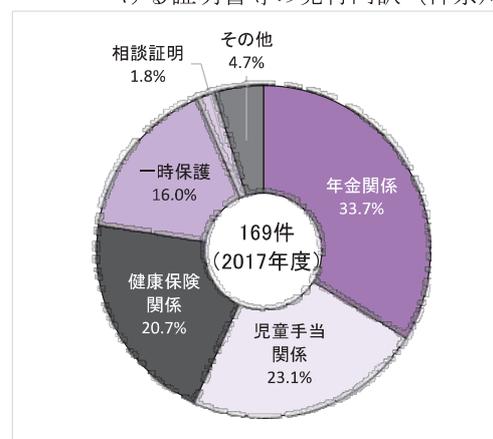
精神面の課題を抱えている場合や、子どもを同伴しているなど、自立に当たって困難な状況にある被害者に対して、よりきめ細かな支援を行っていく必要があります。また、一時保護施設を退所して地域で生活する被害者も、不安感や心のゆれなど様々な課題を抱えながらくらし、被害者と子どもへの心身面のサポートや自助グループの立ち上げ支援など、地域で安定した生活を送れるようしくみづくりが必要です。

グラフ 24：一時保護後の退所先（神奈川）



●出典：県人権男女共同参画課調べ

グラフ 25：県配偶者暴力相談支援センターにおける証明書等の発行内訳（神奈川）



●出典：県人権男女共同参画課調べ

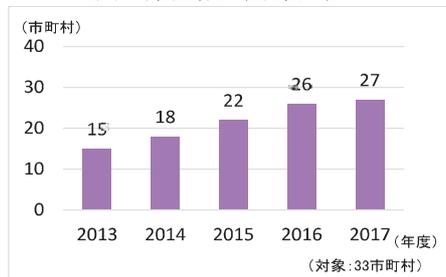
5 関係機関等との連携の状況

(1) 各機関との連携、人材育成等

① 市町村との連携

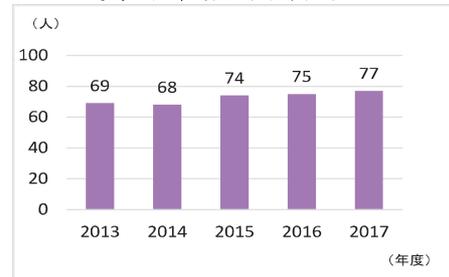
DV防止法により、都道府県には基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が義務付けられ、市町村においては努力義務とされています。最も身近な相談機関として、市町村が果たす役割は大きくなってきており、相談窓口の充実や基本計画の策定、推進体制の充実などが求められています。また、県は、市町村の積極的な取組みを支援します。

グラフ 26：市町村DV防止・被害者支援基本計画の策定数（神奈川）



●出典：県人権男女共同参画課調べ

グラフ 27：県保健福祉事務所及び市の女性相談員の配置数（神奈川）



●出典：県人権男女共同参画課調べ

② 民間団体との連携

県では、DV防止法が制定される以前から、民間団体との連携により被害者支援を行ってきた経緯があり、現在も、DV防止法に基づく一時保護の一部を民間団体に委託して実施するとともに、民間団体と県、市町村の三者が協働して一時保護事業を実施しています。また、多言語による被害者相談や若年者向けの啓発事業などに連携して取り組んでいます。

今後も、民間団体の持つ専門性や先進性、きめ細かで柔軟な対応力を重視しながら、連携・協働しDV防止や被害者支援を充実していくことが求められています。

③ 関係機関等との連携

DV防止と被害者支援の施策を推進していくため、弁護士会、医師会、法テラス、民間団体、法務局のほか、市町村及び県関係部署の代表で構成する「神奈川県DV対策推進会議」を設置し、関係機関・関係団体の連携を図るとともに、各地域で市町村、警察、児童相談所等の関係機関で構成する情報交換のための会議を開催し、地域における連携の強化に努めています。引き続き県と市町村や民間団体、企業が相互に連携しながら施策を進めるとともに、都道府県にまたがる広域的なネットワークや、市町村を単位とする身近な地域でのネットワークの充実が求められています。

II 神奈川のDV対策の現状と課題

④ 人材育成・資質向上等

各自治体で被害者等の相談や支援にあたる女性相談員には、専門的な知識やスキルが求められる一方、少人数で支援に対応している自治体も少なくありません。被害者は、精神的な課題など、多様で複合的な課題を抱えているケースが多く、安心して相談や支援を受けられる環境を整備するため、県は、女性相談員や行政職員、民間団体スタッフ等に対して研修を実施するほか、県配偶者暴力相談支援センターによる関係機関への専門的助言を実施するなど、人材を育成し、その資質向上に取り組んでいます。

また、相談や一時保護、自立支援に関わる関係機関は、DVの特性等を十分に理解し、被害者にさらなる被害（二次的被害）^(*11)が生じることのないよう、被害者の状況に十分に配慮した慎重な対応が望まれます。多様化する被害者への適切な対応をしつつ、二次的被害が生じることのないよう、引き続き県及び市町村間における情報提供・共有を行いながら、資質向上のため、県と市町村、民間団体等が連携することが求められています。

(2) 調査研究、提案・苦情への対応

DV防止に向けた取組みの充実や、より適切な被害者支援を行うためには、DVに悩みながらも相談に至っていない潜在的な被害者や、精神的な課題など多様で複合的な課題を抱えている被害者の実態や必要としている支援について、調査・分析するとともに、国の動向を注視し情報収集に努めながら、必要に応じて国へ要望するなど、調査研究の結果を施策に効果的に反映させていくことが重要です。

県配偶者暴力相談支援センターをはじめ各関係機関では、県民等からの提案や、被害者からの苦情に個別に対応しており、DV防止や被害者支援の取組みの向上の観点から、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理する等の対応が求められています。

(*11) 二次的被害：

関係機関の不適切な対応によって被害者へさらなる被害を与えること。